

矢板市立泉小学校「いじめ防止基本方針」

1 いじめの定義と基本姿勢

いじめは、全ての児童に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

(1) いじめの定義

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

(2) 基本姿勢

- ① 全教職員、児童及び保護者が、学校の内外を問わず、「いじめは絶対に許さない」という認識をもち、いじめを許さない、見過ごさない学校風土を醸成する。
- ② いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす行為であることを、児童が十分に理解できるように学校全体で取り組む。
- ③ 学校が組織的にいじめの防止、早期発見に取り組むとともに、保護者や地域、関係機関と連携しながら、いじめの解決に向けて、迅速に対応にあたる。

2 いじめ防止等の対策について

(1) 組織について

- ① 名称 「いじめ問題対策委員会」
- ② 役割

〈未然防止〉

ア いじめの未然防止のための、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり

〈早期発見・事案対処〉

イ いじめの早期発見のための、相談・通報等の窓口

ウ いじめの早期発見・事案対処のための、情報の収集及び共有

(学担会・児童指導会議等)

エ いじめに係る情報があった場合の迅速な情報把握と判断(アンケート分析等)

オ 指導や支援の組織的な体制・対応方針の決定と保護者との連携の実施

〈各種取組〉

カ 基本方針に基づく取組の実施及び具体的な年間指導計画の作成や検証等

キ 基本方針の点検や見直し

③ 構成

校長 教頭 教務主任 児童指導主任 養護教諭 該当学級担任 教育相談係
特別支援教育コーディネーター 等

※ 必要に応じて、スクールカウンセラー 民生児童委員 P T A役員等も入る。

(2) いじめの未然防止について

- ① 「わかる授業」を推進し、児童の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度を教育活動全体を通じて養う。
- ② 学校行事（運動会や寺山遠足）や異年齢集団なかよし班活動（清掃、ふれあいタイム）の中で、児童一人一人の児童の思いやりの心や自己有用感を育む教育活動を推進する。
- ③ 道徳の時間や保健学習では、思いやりの心や命の大切さについての指導を行う。また、児童が「いじめは絶対に許されないことである」という認識をもてるように指導する。
- ④ 人権週間における「ほかほか言葉集め」や「言葉の花束」等の活動を通して、人権意識を高め、いじめの未然防止に努める。

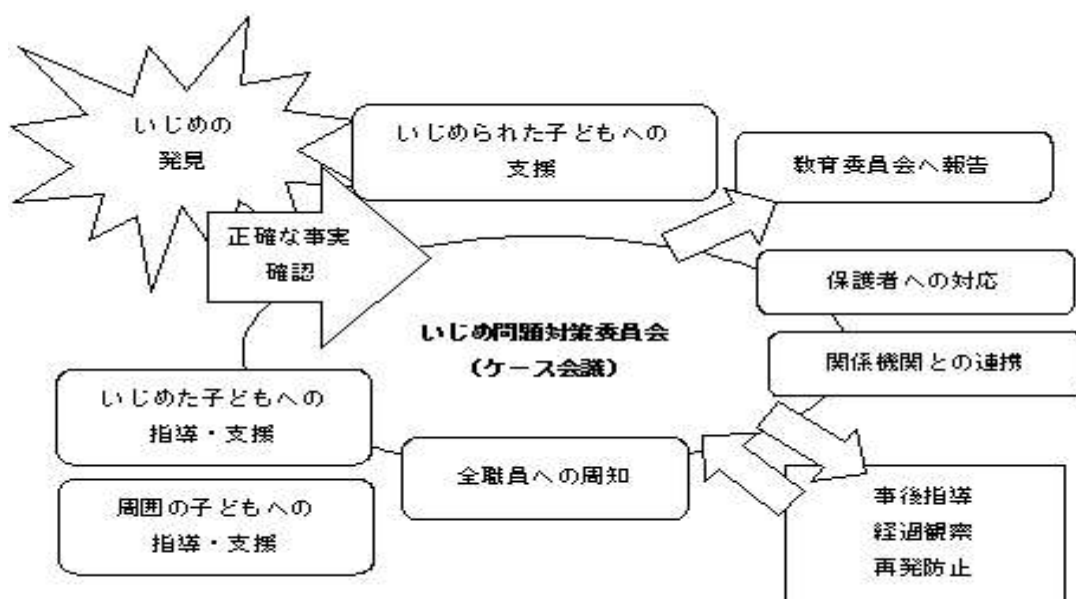
(3) いじめの早期発見について

- ① 学級担任・教科担任等全教職員により、日常的に注意深く観察し、情報の収集に努め、共有する。
- ② 家庭訪問や個人懇談での情報交換を積極的に行ったり、定期的な教育相談を実施したりする。
- ③ 職員研修を実施し、いじめ防止に関する職員の資質向上を図る。

(4) いじめの相談・通報について

- ① 担任を主体とした、日常的な相談を実施する。
- ② 養護教諭、スクールカウンセラー等も積極的に相談に応じる。

(5) いじめを認知した場合の対応について



- ① いじめに係る情報を把握した場合は、特定の教職員が一人で抱え込むことなく、速やかにいじめ問題対策委員会に報告し、正確な事実確認を行う。また、教育委員会にも報告を行う。
- ② いじめの事実が確認された場合は、まず、いじめをやめさせる。また、その再発を防止するために、いじめを受けた児童、保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導・支援とその保護者への助言を継続的に行う。また、周囲の児童への指導・支援も行う。
- ③ 安心して教育を受けられるため必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、学習が受けられる手立てを講じる。
- ④ いじめが解消している状態に至った場合でも、継続的に経過観察を行い、再発防止に努める。

3 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

- ① いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき
- ② いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき

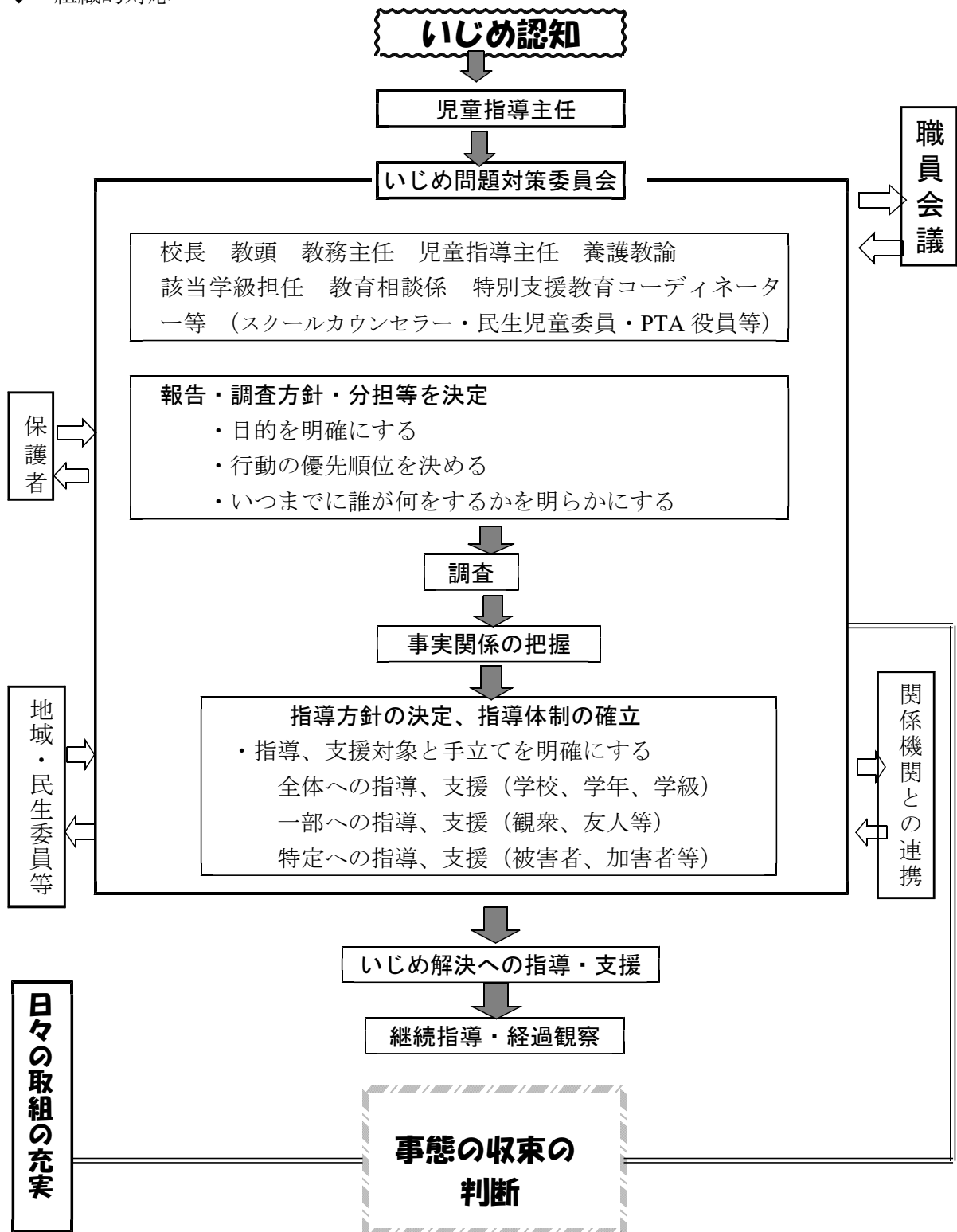
(2) 重大事態の対処

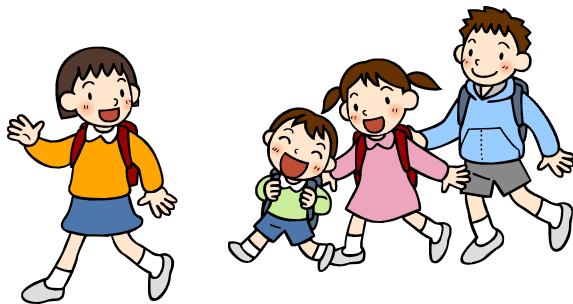
- ① 速やかに市教育委員会に報告する。
- ② 教育委員会と協議の上、当該事態に対処する組織を設置する。校内組織は「いじめ問題対策委員会」に、必要な人材を加えたものをこれに充てる。
- ③ 上記組織を中心にして、事実確認を明確にするための調査を行う。
- ④ 調査結果は、いじめを受けた児童及び保護者に対し、事実確認その他の情報を適切に提供する。
- ⑤ 調査結果を踏まえて再発防止の対策を講じる。

4 点検・評価等について

- ① 「いじめ防止基本方針」は、学校のホームページで公開する。
- ② 定期的に「いじめ防止基本方針」の自己点検を行い、必要に応じて改善や修正を行う。(PDCA サイクルの確立)

◆ 組織的対応





矢板市立泉小学校